

## ○発注者支援業務標準契約書の運用について

平成 24 年 1 月 27 日国港総第 578 号  
最終改正 令和 2 年 3 月 30 日国港総第 721 号  
港湾局長から特定部長あて

平成 24 年 4 月 1 日以降に締結する発注者支援業務契約に係る発注者支援業務契約書については、「発注者支援業務標準契約書の制定について」（平成 24 年 1 月 27 日付け国港総第 577 号）をもって通知したところであるが、その運用について、下記によることとしたので、遺漏なきよう取扱われたい。

### 記

#### 第 2 条関係

第 1 項において、本契約書に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除といった行為については、その明確化を図るため、書面で必ず行うこととされたので、その趣旨を十分配慮し遺漏のないよう措置すること。

#### 第 3 条関係

第 1 項の「○日」については、原則として 14 日とすること。なお、履行期間、業務の態様等により 14 日とすることが妥当でない場合は、当該事情を斟酌の上、必要な範囲内で伸張又は短縮した日数を記載できるものとする。

#### 第 4 条関係

[注]において、「契約の保証を免除する場合」とは、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により契約書の作成を省略できる発注者支援業務契約である場合をいう。

#### 第 7 条関係

第 4 項の「その他必要な事項」とは、業務の一部を委託し、又は請負寄せた者の住所、委任し又は請負寄せた業務の内容、当該業務の担当責任者の名称等を含むものであること。

#### 第 9 条関係

第 4 項は第 2 条第 1 項の特則を規定したものでなく、契約書でなく設計図

書において権限が創設される調査職員の指示又は承諾について、原則、書面によることを定めたものである。

#### 第15条関係

契約の履行についての報告とは、過去の履行状況についての報告のみでなく、業務計画書等の履行計画についての報告も含むものであること。

#### 第22条関係

第3項の「増加費用」とは、中止期間中、現場を維持し又は業務の続行に備えるため労働者、機械器具等を保持するために必要とされる費用、中止に伴い不要となった労働者、機械器具等の配置転換に要する費用、業務を再開するため労働者、機械器具等を作業現場に搬入する費用等をいう。

#### 第27条関係

- (1) 第1項の「履行期間の変更」とは、第19条、第20条第5項、第21条、第22条第3項、第23条第3項、第25条第1項、第26条第1項及び第42条第2項の規定に基づくものをいう。
- (2) 第1項の「○日」については、原則として14日とすること。なお、履行期間、業務の態様等により、14日とすることが妥当でない場合は、当該事情を斟酌の上、十分な協議が行える範囲で伸張又は短縮した日数を記載できるものとする。
- (3) 第2項にいう「履行期間の変更事由が生じた日」とは、第19条においては、調査職員が修補の請求を行った日、第20条第5項においては、設計図書の訂正又は変更が行われた日、第21条においては、設計図書等の変更が行われた日、第22条第3項においては、契約担当官等が業務の一時中止を通知した日、第23条第3項においては、設計図書等の変更が行われた日、第42条第2項においては、受注者が業務の一部中止を通知した日とする。

#### 第28条関係

- (1) 第1項の「業務料の変更」とは、第19条、第20条第5項、第21条、第22条第3項、第23条第3項、第25条第2項、第26条第2項及び第42条第2項の規定に基づくものをいう。
- (2) 第1項の「○日」については、原則として、14日とすること。なお、履行期間、業務の態様等により14日とすることが妥当でない場合は、当該事情を斟酌の上、十分な協議が行える範囲で伸張又は短縮した日数を記載できるものとする。
- (3) 第2項にいう「業務料の変更事由が生じた日」とは、第19条にお

いては、調査職員が修補の請求を行った日、第20条第5項においては、設計図書の訂正又は変更が行われた日、第21条においては、設計図書等の変更が行われた日、第22条第3項においては、契約担当官等が業務の一時中止を通知した日、第23条第3項においては、設計図書等の変更が行われた日、第25条第2項においては、受注者が同条第1項の請求を行った日、第26条第2項においては、契約担当官等が同条第1項又は第2項の請求を行った日、第42条第2項においては、受注者が業務の一時中止を通知した日とする。

- (4) 第3項の「受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合」とは、第19条、第20条第5項、第21条、第22条第3項、第25条第2項、第26条第2項及び第42条第2項の規定に基づくものをいう。

### 第32条関係

- (1) 第4項の「業務料」とは、被害を負担する時点における業務料をいうものであること。
- (2) 第4項の「当該損害の取片づけに要する費用」とは、第2項により確認された損害の取片づけに直接必要とする費用をいう。
- (3) 1回の損害額が当初の業務料の5/1000の額（ただし、この額が20万円を超える場合はこの限りではない。）に満たない場合は、損害がなかったものとする。この場合、第4項の「当該損害の取片づけに要する費用」も対象としない。
- (4) 契約担当官等は、現場説明時等において（1）及び（3）の事項を了知させること。

### 第33条関係

第1項の「○日」については、原則として14日とすること。なお、履行期間、業務の態様等により14日とすることが妥当でない場合は、当該事情を斟酌の上、十分な協議を行える範囲で伸張又は短縮した日数を記載できるものとする。

### 第37条関係

第5項の「○日」については、原則として14日とすること。なお、履行期間、業務の態様等により14日とすることが妥当でない場合は、当該事情を斟酌の上、十分な協議を行える範囲で伸張又は短縮した日数を記載できるものとする。

### 第38条関係

第3項の「○日」については、原則として、14日とすること。なお、履行期間、業務の態様等により14日とすることが妥当でない場合は、当該事情を斟酌の上、十分な協議を行える範囲で伸張又は短縮した日数を記載できるものとする。

#### 第53条関係、第55条関係

- (1) 検査期間は、遅延日数に算入しないこと。
- (2) 履行期間内に業務が完了し、検査の結果不合格の場合には、完了した日から契約書記載の業務完了の日までの日数は、修補日数から差し引いて遅延日数を算定すること。

#### 第51条関係

第3項の「○日」については、原則として、14日とすること。なお、履行期間、業務の態様等により14日とすることが妥当でない場合は、当該事情を斟酌の上、十分な協議を行える範囲で伸張又は短縮した日数を記載できるものとする。

#### 第52条関係

- (1) 第2項の「撤去」には、貸与物件等を契約担当官等に返還することが含まれること。
- (2) 第4項の「処分」には、貸与物件等を回収することが含まれること。

#### その他

本標準契約書は、契約担当官等が必要に応じ適宜条項を加除できるものであること。